

第10次水質総量削減制度の在り方に対する意見

参考資料 3

委員名	御意見
中島委員	<p>これまでの9次にわたる水質総量削減の取組等により、指定水域の水質は全体的には改善してきている。他方、一部の指定水域における栄養塩類の不足や、気候変動に伴う海水温上昇等による水環境の変化等の課題は、従来の水質総量削減制度による対応のみでは限界がある。</p> <p>経団連ではかねてより、政策立案に必要な科学的知見の充実と分析・評価を進め、湾ごと一律の指定項目の「総量削減」という40年来の現行制度を見直し、実効ある対策を早急に講じていく必要があることを主張してきた。</p> <p>こうしたなか、指定水域内の特定の水域ごとに目指す水環境の姿を実現すべく、従来の削減一辺倒であった「総量削減制度」から、きめ細やかな水環境管理を行える「総量管理制度」へと転換することにつき、経済界として支持する。</p> <p>今次総量削減専門委員会報告は、指定水域における環境変化や取り組みの成果、専門委員会におけるこれまでの分析や科学的知見、議論の内容を適切に反映する内容と考え、評価する。経済界としても、豊かな海の実現に向けて引き続き負荷削減対策に取り組むとともに、関係者との連携に努め、技術的な貢献を行っていく所存である。</p> <p>今後、第10次水質総量削減の在り方に係る答申を踏まえ、水環境制度小委員会を中心に、良好な水環境の創出等の総合的な水環境管理に係る議論を行い、水環境制度の見直しに向けた検討を進めることとなる。引き続き、産業界の意見・知見を汲み取りながら、科学的知見に基づいた、現実的かつ実効性ある制度が開始・運用されることを期待する。</p>